

# 特別養護老人ホーム 水泉荘 長期入所利用料金表

2025年10月1日現在

1ヶ月の利用料金（30日での計算です）①(介護サービス費)+②(食費+居住費)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
多床室	1割負担	第1段階	32,978円	35,437円	38,001円	40,459円	42,883円
		第2段階	48,578円	51,037円	53,601円	56,059円	58,483円
		第3段階 ①	56,378円	58,837円	61,401円	63,859円	66,283円
		第3段階 ②	77,678円	80,137円	82,701円	85,159円	87,583円
		第4段階	94,778円	97,237円	99,801円	102,259円	104,683円
	2割負担	118,756円	123,673円	128,801円	133,718円	138,565円	
	3割負担	142,733円	150,109円	157,801円	165,177円	172,448円	

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
個室	1割負担	第1段階	44,378円	46,837円	49,401円	51,859円	54,283円
		第2段階	50,078円	52,537円	55,101円	57,559円	59,983円
		第3段階 ①	69,878円	72,337円	74,901円	77,359円	79,783円
		第3段階 ②	91,178円	93,637円	96,201円	98,659円	101,083円
		第4段階	104,828円	107,286円	109,851円	112,309円	114,733円
	2割負担	128,806円	133,723円	138,851円	143,768円	148,615円	
	3割負担	152,783円	160,159円	167,851円	175,227円	182,498円	

○ ①、②の詳細については下記説明を御覧ください。

※ 1割負担の利用者負担段階の区分及び対象者については「②食費・居住費」の説明をご参照ください。

上記金額に以下の料金が追加されます。

○別表1 ①～⑥のうち、該当するもの

○ご利用者の状態に応じて、下記加算を算定致します。(金額は月額です)

・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれか

	1割負担	2割負担	3割負担
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	約4円	約7円	約10円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	約14円	約27円	約41円

・認知症チームケア推進加算(Ⅱ)

	1割負担	2割負担	3割負担
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	約124円	約247円	約370円

## 料金の内訳(説明)

### ① 介護サービス費(30日計算)

サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	23,978円	26,437円	29,001円	31,459円	33,883円
2割負担	47,956円	52,873円	58,001円	62,918円	67,765円
3割負担	71,933円	79,309円	87,001円	94,377円	101,648円

記載金額には以下の加算が含まれています。

看護体制加算(Ⅰ)□/(Ⅱ)□・日常生活継続支援加算(Ⅰ)・個別機能訓練加算(Ⅰ)/(Ⅱ)・夜勤職員配置加算(Ⅰ)□  
科学的介護推進加算(Ⅱ)・栄養ケアマネジメント強化加算・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)・協力医療機関連携加算  
精神科医師定期的療養指導加算・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

※利用者負担(①)が一定の上限額を超える場合は、超えた金額が高額介護サービス費として還付されます。

高額介護サービス費の所得区分と負担の月額上限

区分	負担の上限(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を非課税	24,600円(世帯)
※前年の合計所得金額と公的年金等収入額合計が年間80万円以下	24,600円(世帯)・15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

※対象者にはハガキにて通知されます。また初回のみ申請が必要です。

## ② 食費・居住費（利用者負担段階別）

多 床 室	利用者負担段階	食費		居住費		合計(30日)
		1日あたり	30日計算	1日あたり	30日計算	
	第1段階	300円	9,000円	0円	0円	9,000円
	第2段階	390円	11,700円	430円	12,900円	24,600円
	第3段階 ①	650円	19,500円	430円	12,900円	32,400円
	第3段階 ②	1,360円	40,800円	430円	12,900円	53,700円
	第4段階	1,445円	43,350円	915円	27,450円	70,800円

個 室	利用者負担段階	食費		居住費		合計(30日)
		1日あたり	30日計算	1日あたり	30日計算	
	第1段階	300円	9,000円	380円	11,400円	20,400円
	第2段階	390円	11,700円	480円	14,400円	26,100円
	第3段階 ①	650円	19,500円	880円	26,400円	45,900円
	第3段階 ②	1,360円	40,800円	880円	26,400円	67,200円
	第4段階	1,445円	43,350円	1,250円	37,500円	80,850円

特定入所者介護サービス費（下表）の支給申請をすることで負担限度額が適用されます。

### 特定入所者介護サービス費による利用者負担段階の区分及び対象者

	対象者	預貯金額（）内は配偶者がいる場合
第1段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給している方	1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯の全員が市町村民税を課税され ていない方で合計所得金額と課税 年金収入額と非課税年金収入額の合 計が右の範囲に該当する方	80万円以下 650万円（1,650万円）以下
第3段階 ①		80万円超 550万円（1,550万円）以下
第3段階 ②		120万円以下 500万円（1500万円）以下
第4段階	・上記以外の方	120万円超

※世帯の全員とは世帯を分離している配偶者も含まれます。

※申請方法等、詳細は各区介護保険課介護保険係にお問い合わせ下さい。

### （参考）社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人（一部の市町村等を含む）が運営する施設等で提供する介護（予防）サービスを利用する場合、申請により、利用者負担額、食費、居住費（滞在費）または宿泊費が軽減される制度です。

当施設は、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度」の指定を受けています。減額対象確認証が交付されている場合は、その提示により軽減制度をうけることができます。

軽減の対象となる方	軽減割合
1. 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	2分の1
2. 世帯全員が市町村民税非課税で、次の①～⑥の全てに該当する方 ① 介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階・第4段階のいずれかであること ② 世帯全員の年間（8月から翌年7月まで）収入見込額（農業・事業による収入がある場合は必要経費を除く）の合計が、1人世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ※生命保険の満期保険金、資産の売却金、その他配当金等、一時的な収入も含まれます。 ③ 預貯金や有価証券等の額が1人世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ④ 市町村民税が課税されている方に扶養されていないこと ⑤ 本人及び世帯員が一定以上の資産を所有していないこと ※以下のような場合は軽減の対象となりません。 ・本人及び世帯員が、収入を得ていない土地や家屋を居住用以外の目的で所有している場合 ・収入を得るための土地や家屋を所有している場合であっても、その固定資産税評価額が、本人及び世帯員の合計で2千万円を超える場合（固定資産税評価額については、固定資産税納税通知書等を参照してください） ・本人及び世帯員がその他高額な資産を所有する場合 ⑥ 介護保険料を滞納していないこと	4分の1
3. 生活保護を受給されている方	居住費の全部

※申請方法等、詳細は各区介護保険課介護保険係にお問い合わせ下さい。

## 別表 1

※居住費及び食費の他に以下のサービスをご利用された場合、全額がご契約者の負担となります。

①複写物の交付	用紙代等	10円/枚
②日常生活上必要となる諸費用	<p>日常生活品や嗜好品の購入代金、郵送にかかる費用等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるもの</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費 診療費・調剤薬局代・インフルエンザ等予防接種代 等</li> <li>・食料品 お菓子類、栄養補助食品(栄養ケア計画の範囲を超えて購入希望のある場合)、飲み物類 等</li> <li>・売店での購入費用</li> <li>・理美容代</li> <li>・被服費 普段着、パジャマ、肌着 等</li> <li>・日常生活用品 ボックスティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉 等</li> <li>・郵送料</li> <li>・その他 外出時の食事代・入場料・おこづかい 等</li> </ul> <p>各申請代行時における駐車料金。入院時における病状確認時等の駐車料金。</p>	実費
③入居者生活資金管理サービス	ご契約者の生活資金を管理し、その中から日常生活上必要となるもの(医療費、理美容代、生活用品、嗜好品等)の購入や支払いを代行します。	2,050円/月
④電気料金	居室に持ち込む電化製品の電気使用料 ※常時コンセント使用が必要なもの。 スマートフォンや電気シェーバーなどの充電器は除きます。	1台550円/月
⑤施設によるジュース提供	希望時にコップでジュースやコーヒーの提供が施設で行えます。 ※メニューには限りがございます	50円/200ml
⑥通帳等管理サービス	身元保証人が不在等の理由により、預金通帳等の管理を行います。	1口座につき 1,100円/月
⑦原状回復に係る費用	施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。	実費
⑧入院時および外泊時における居住費	ご契約者が入院後7日目より(6日間は入院時加算が認められている為)介護保険負担限度額認定証の段階に応じて居住費を別途負担して頂きます。	<p>【従来型個室の場合】 第1段階 500円/日 第2段階 600円/日 第3段階 1,000円/日 対象外 1,400円/日</p> <p>【多床室の場合】 第1段階 300円/日 第2段階 500円/日 第3段階 700円/日 対象外 1,100円/日</p>